

サウジアラビアにおける新投資法の概要

中東ニューズレター

2025 年 7 月 18 日号

執筆者:

森下 真生

m.morishita@nishimura.com

黒田 英

s.kuroda@nishimura.com

1. はじめに

サウジアラビア王国(以下、「サウジアラビア」と言います。)では新たな投資法(以下、「新投資法」又は「法」と言います。)が 2024 年 7 月 17 日に承認され、同年 8 月に公布されました。また、2025 年 2 月 8 日には新投資法の施行規則(以下、「施行規則」と言います。)が承認され、同年 4 月に公布されました。新投資法とその施行規則は、2025 年 2 月から施行されています。

新投資法及び施行規則は、外国投資家の保護を明文化しつつ、外国・国内投資家の平等な取扱いや透明性の高い行政手続きの整備を図ることを目的としており、サウジアラビアの投資環境の向上が期待されています。本ニューズレターでは、新投資法及び施行規則の主なポイントについて解説します。

2. 新投資法の主な内容

(1) 概要

新投資法は、2000 年制定の旧外国投資法(以下、「旧投資法」と言います。)に代わる法律であり、国内投資家及び外国投資家の双方に適用されます。これは、外国投資家のみに適用された旧投資法からの大きな変更となります。新投資法においては、外国人投資家に対しても、原則としては国内投資家と同等の取扱い(内国民待遇)が保証されています(法 4 条 1 項(a)、施行規則 3 条)。また、投資の促進、投資家の権利の保障、国内外の投資家の平等な取扱いの保証、競争中立性の確保等が法の基本目的とされており(法 2 条)、国内投資家及び外国投資家の双方について、サウジアラビアにおける投資対象の自由が原則として認められています(法 3 条)。さらに、施行規則 36 条に従って、2025 年にサウジアラビアの投資省(Ministry of Investment) (以下、「MISA」と言います。)によって出されている投資家ガイド 12 版(Investor Guide 12th Edition 02-2025)(以下、「投資家ガイド」又は「ガイド」と言います。)では、新投資法と施行規則に準拠した登録制度や行政サービスの詳細が明文化されており、予見可能性と一貫性の向上が図られています。

(2) 投資家の権利と保護

新投資法及び施行規則は、以下のような投資家の権利を定めています。

- ・ 内外投資家の平等取扱い:外国投資家及び国内投資家の双方に対する差別的扱いの禁止が定められています(法 4 条 1 項(a)、施行規則 3 条)
- ・ 公正且つ正当な待遇を受ける権利:恣意的処分や非合理的差別の防止が定められています(法 4 条 1 項(b)、施行規則 4 条)
- ・ 没収及び収用からの保護:直接・間接の収用は原則禁止され、公共の利益に基づく場合でも適正な補償が

必要とされています(法 4 条 1 項(c)、施行規則 5 条)

- ・ 資金の移転自由:投資利益、配当、清算金等の国内外への自由な移転が認められています(法 4 条 1 項(d)、施行規則 6 条)
- ・ 投資の管理及び財産の所有の権利:投資家が投資を管理する権利を有し、法律に従って当該投資を処分する権利を有し、且つ、その事業の遂行に必要な財産を所有する権利を有することが定められています(法 4 条 1 項(e))
- ・ 知的財産・営業秘密の保護:投資家の知的財産及び営業秘密の保護が定められています(法 4 条 1 項(f))
- ・ 行政の支援を受ける権利:投資家が行政手続きの円滑化及び関係当局による必要な支援・助言の提供を受ける権利が定められています(法 4 条 1 項(g))
- ・ 情報及び統計データの取得権:法令により共有が許されない場合を除き、投資家が関係当局に利用可能な情報及び統計データの提供を請求する権利が定められています(施行規則 7 条)

(3) 投資インセンティブ

新投資法は、客観的且つ公平な基準に従って投資家に投資インセンティブを付与することを認めています(法 6 条)。施行規則においては、管轄当局は、関連する機関と調整の上、一定の基準に基づき投資インセンティブを付与するものとされており、この際、投資インセンティブの適用要件は、法の目的や法における投資家の権利と一致することが求められています(施行規則 8 条 1 項)。管轄当局は、投資インセンティブの適用要件を、投資家が容易にアクセスできる方法により公表するものとされています(施行規則 8 条 2 項)。

(4) 登録・届出制度と除外業種

新投資法は、外国投資家について、旧投資法下で求められていたライセンス(現在外国投資ライセンスとして知られているもの)を撤廃し、これに代わり、MISA への登録手続きを規定しています。新投資法の下では、外国人投資家は、原則として投資前に登録が必要であり、資本市場法下の異なる規制に服する証券投資を除き、未登録での活動は禁止されています(法 7 条 2 項、施行規則 11 条)。

MISA への登録手続きにおいては、過去の外国投資ライセンスの取得の際と同様に、MISA への一定の情報や書類の提供が求められています(施行規則 11 条 1 項及び 2 項、ガイド 4 頁)。また、登録については、毎年更新する必要がある(施行規則 13 条、ガイド 6 頁)、登録事項に変更がある場合には、変更届出(ガイド 6 頁)を行う必要があります。施行規則では、登録情報の年次更新義務に違反した場合、30 営業日以内の猶予期間経過後に登録が失効すること、失効後 3 年以内であれば失効した登録の再活性化の申請が可能である旨(施行規則 13 条 4 項及び 5 項)も明示されています。

外国投資家の投資が禁止又は条件付きとされ、MISA への登録制度の対象とならない除外業種(Excluded Activities)については、リスト化されることとなっており(法 8 条 1 項、施行規則 15 条)、除外業種への投資を行う際は、投資前に所定の審査・承認手続き等の特殊な手続きが必要になります(施行規則 16 条～20 条)。この審査は審査委員会(Screening Committee)により実施されます(施行規則 16 条)。

当該リストは、2025 年 7 月 13 日現在まだ公表されていませんが、参考までに、旧投資法の下で外国投資家による投資が禁止されていた業種として、MISA の投資家ガイドの旧版(Services Manual 11th Edition 01-2024)142 頁では軍需関連、不動産所有(特定地域)、漁業などが挙げられていました。

また、投資家は MISA が設置するサービスセンター(One-Stop Service Centre)にて、関連許認可申請の支援や関係省庁との調整支援を受けることが可能です(施行規則 21 条)。

(5) 苦情処理・違反对応制度

投資家とサウジアラビアの管轄当局との間に紛争が生じた場合、当事者間で別段の合意がない限り、当該紛争は、サウジアラビアの管轄地方裁判所によって解決されますが、新投資法は、仲裁を含む代替的紛争解決方法を用いる投資家の権利を明示的に認めています(法 10 条)。

また、投資家は、行政措置や規制によって権利を侵害された場合、サウジアラビアの管轄当局に対して苦情を申し立てることができます(施行規則 24 条～26 条)。これは訴訟とは別の非公開・迅速手続きです。

新投資法及び施行規則の違反については、軽微なものと重大なものに分類され、それぞれに是正勧告、罰金(最大 30 万リヤル)、登録取消等の制裁が科されますが、軽微な違反については是正命令を受けた上で 30 営業日以上に対応猶予期間が与えられます(法 11 条、施行規則 28 条、29 条及び 30 条)。

重大な違反に分類される事項は、無登録での投資、除外業種への無承認投資、虚偽情報の提出、公務員の業務の執行の妨害等が含まれ(施行規則 30 条)、軽微な違反に分類される事項は MISA への登録情報の年次更新義務違反、法や規則に基づき必要となる情報の提出義務違反等が含まれます(ガイド 53 頁)。

UAE ウェブ法律相談

当事務所によるウェブを通じた日本語無料法律相談(30 分程度)を実施いたします。ご希望者は、ご相談事項を明記の上、[こちら](#)までご連絡下さい。

トルコウェブ法律相談

当事務所とトルコの現地法律事務所によるウェブを通じた無料法律相談会(30 分程度)を実施いたします。現地法律事務所とのやり取りは英語になりますが、当事務所により、回答可能な場合は、日本語で対応いたします。また、事前に当事務所弁護士との日本語での準備面談も可能です。ご希望者は、ご相談事項を明記の上、[こちら](#)までご連絡下さい。

その他中近東各国ウェブ法律相談(バーレーン、カタール、イスラエル、エジプト)

当事務所と各国現地法律事務所によるウェブを通じた無料法律相談会(30 分程度)を実施いたします。現地法律事務所とのやり取りは英語になりますが、当事務所により、回答可能な場合は、日本語で対応いたします。また、事前に当事務所弁護士との日本語での準備面談も可能です。ご希望者は、ご相談事項を明記の上、[こちら](#)までご連絡下さい。

イスラエル事業環境個別ウェビナー

イスラエル法律事務所によるウェブを通じたイスラエル事業環境に関する無償プレゼンテーション(30 分から 1 時間程度)を実施いたします。現地法律事務所とのやり取りは英語になりますが、当事務所にて適宜日本語の補足を行うことは可能です。ご希望者は、[こちら](#)までご連絡下さい。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は[N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com